

# 一胎子登録申請書 (MixCat 出生証明書)

動物の愛護及び管理に関する法律規則第8条第4号の必要書類として下記の申請をいたします。

東京都ケネル事業協同組合  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚  
3-32-7 メッツ大塚 202 号  
TEL03-5944-5437 FAX03-5944-5438



※初めて証明書の申請をする方は会員ナンバー登録申請(クラブ入会)をして下さい。

## 1. 交配証明書(任意) [牡猫を記載する場合: 血統証明書または TKC 発行証明書のコピーを添付]

牡の猫種 <b>メインクーン</b>	牡猫所有者
牡の名前 <b>Queen of kawada</b>	
牡の登録団 <input checked="" type="checkbox"/> JCC <input type="checkbox"/> その他(団体名 ) TKC <input type="checkbox"/> Mix <input type="checkbox"/> 1st	氏名 _____
牡の登録番号 <b>JCC-000123/20</b>	TEL _____ FAX _____

## 2. 一胎子登録申請書 [繁殖者(牡猫所有者)記入: 繁殖者(申請者)名の明記がある血統証明書または TKC 発行証明書のコピーを添付]

牝の猫種(任意) <b>1st</b>	会員ナンバー (2回目以降の申請は NO, を記入して下さい) NO, <b>123/20 TKC</b>
牝の名前 <b>マリー</b>	繁殖者(牡猫所有者) 住所(〒 <b>123-0004</b> ) <b>東京都豊島区目白 1-2-3</b>
牝の登録団体 <input type="checkbox"/> JCC <input type="checkbox"/> その他(団体名 ) TKC <input type="checkbox"/> Mix <input checked="" type="checkbox"/> 1st	ローマ字 <b>Hanako Kawada</b>
牝の登録番号 <b>TKC-00000/20/1stCat</b>	氏名 <b>川田 花子</b>
子猫出産日(生年月日) <b>2020</b> 年 <b>3</b> 月 <b>4</b> 日 生まれ	TEL <b>03-4567-7890</b> FAX <b>090-1234-5678</b>
出生地 <b>東京都</b> 県	動物取扱業登録番号(任意)
出産頭数 牡 <b>1</b> 頭/牝 <b>1</b> 頭	
死亡頭数 牡 <b>0</b> 頭/牝 <b>0</b> 頭	
登録頭数 牡 <b>1</b> 頭/牝 <b>1</b> 頭	

登録する子猫 [牡から牝の順で記入] ※5頭以上の一胎子申請は2枚目に記入し1枚目に添付する。					毛色コードA: 多い順に1~3項目を選択
No.	性別	マイクロチップ番号 [バーコードを貼付]	毛色コードA	毛色コードB	
1	牡・牝		01/03/05	23/ /	01 白 WHITE
2	牡・牝		02/04/ /	21/ /	02 黒 BLACK
3	牡・牝				03 灰 GRAY SILVER BLUE
4	牡・牝		/ /	/ /	04 黄 YELLOW CREAM FAWN BEIGE
5	牡・牝		/ /	/ /	05 赤 RED APRICOT ORANGE
<b>申請記入例</b>					06 茶 BROWN CHOCOLATE
					09 他
					毛色コードB: 0~3項目を選択
					21 毛先の色違い SABLE
					22 縞 BRINDLE
					23 斑 DAPPLE PIEBALD MERLE

《個人情報の取扱いについて》の内容を理解したうえで同意致します。  ( )  (✓して下さい。)

## 3. 申請取扱者

所属名 <b>東京ケネル</b> (組合)	組合員コード	氏名 <b>木田 欽二</b> (印)
住所(〒 <b>16-0007</b> ) <b>東京都台東区浅草 5-15-5</b>	<b>0600042</b>	TEL <b>03-5678-9012</b>

## 【注意事項】

- この登録申請書と母猫の登録団体の血統証明書または TKC 発行証明書のコピーを添付し、中央ケネル事業協同組合に所属する地域組合の組合員を取扱者として登録ができます。
- 母猫の血統証明書は登録団体が発行する血統証明書で登録をして下さい。個人が作成した血統証明書などでの受付は致しませんので、母猫を 1stCat 単猫登録をして下さい。
- 一胎子登録と同時にマイクロチップ記載登録を行う場合、料金は不要です。子猫のマイクロチップ実施証明書(獣医師発行)を添付してください。この登録を行った場合、迷い猫照会等に所有者情報を公開することに同意したものととなります。
- この証明書は、繁殖者に送付されます。繁殖者は証明書の裏面にある譲渡者欄に署名・捺印のうえ、新所有者に渡してください。
- 登録内容に関し、誤りや不正またはその恐れがあった場合、調査に伴う費用負担(登録抹消等による回収補償等も含まれます。)や責任の所在は繁殖者となります。また、この場合、本会の判断により必要に応じて個人情報の公開をすることがあります。牡犬所有者による誤りや不正またはその恐れがあった場合は、牡犬所有者も対象となります。